

よくあるご質問

東京都火災共済協同組合
東京都中小企業共済協同組合

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
この度、当組合は合併することとなりましたので組合員の皆様に「合併決議のご通知」のハガキをご送付させて頂きました。

特に問い合わせが多いご質問をまとめました。まずはご参照いただきますようお願い申し上げます。

Q ハガキが届いたがこれは何ですか？

A 合併決議のご通知です。ご返送や投票など特別な手続きはございません。

Q 共済に加入した覚えがないのだが…。

A 過去に共済をご利用いただき登録がある組合員様全ての方に発送しております。

Q 共済はやめたはずだが、ハガキが到着したのはなぜ？

A 共済契約が現在ない組合員様につきましても、お客様の組合員としての登録が残っておりますので、合併決議のご通知ハガキを送付しております。

Q 今は共済に加入していないんだけど？

A 長い間共済をご利用していない組合員様につきましては、組合脱退手続等について平成 27 年度に改めてご案内を送付する予定です。

Q 現在共済契約者だが、今回の合併で何か手続きは必要なのか？ 何か変わるのか？

A 今回の合併によりご契約者様が行う手続きはございません。またこれまでの補償内容につきましても変更はございません。
火災共済以外の共済事業(自動車共済、自動車事故費用、生命共済、医療総合共済、傷害総合共済)は、法人名称が東京都中小企業共済協同組合から東京都火災共済協同組合に変わりますが、補償内容等全く変わりません。また、現在お手元にある共済契約証書もそのままご利用いただけます。

Q 今回の合併のことを知りたい。

A これまで中小企業等協同組合法(以下「法」)の制度上、火災共済事業は東京都火災共済協同組合、火災共済以外の共済事業(自動車共済、自動車事故費用、生命共済、医療総合共済、傷害総合共済)は東京都中小企業共済協同組合と組織を分けて取り扱いをしてまいりました。平成 26 年 4 月の法改正により、全ての共済種目を一つの組織で取り扱うことが可能となりました。
この合併により、分散していた経営資源の統合による経営効率化を図り、組合員様のニーズに応える総合共済化を進めてまいります。

Q ハガキにある宛名(名前・住所)を変更したい。

A まずはおハガキに記載の問い合わせ電話番号へご連絡ください。

Q 全く心当たりのないハガキはどうしたらよいか。

A 誠にお手数ですが、ハガキの余白に「受取拒否」とご記入の上、併せてご署名(サイン)をご記入頂きポストへご投函ください。
今後当組合から書類を送付しないように手配いたします。